10．資産見返負債の会計処理

資産見返負債の計上は、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令第４条の規定によっております。

（参考）

○独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令（平成15年国土交通省令第104号）

（補助金等の会計処理）

第４条　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第21条第１項及び第22条第１項の交付金、機構法第23条、第25条各項、第26条第１項及び第27条の負担金並びに機構法第35条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

２　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第31条第１項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

**注記事項**

１．貸借対照表関係

⑴　減損会計

１）減損の認識

減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 帳簿価額 | 減損額 |
|---|---|---|---|---|
| ①事業用地 | 土地（３施設）(事業用固定資産) | 群馬県片品村他 | 109,130,874 | 97,005,000 |
| ②導水施設 | 構築物等（１施設）(事業用固定資産) | 大阪府大阪市 | 657,617,340 | 0 |
| | 土地（１施設）(事業用固定資産) | 大阪府大阪市 | 324,727,198 | 0 |
| ③宿舎 | 建物（12施設）(事業用固定資産) | 群馬県桐生市他 | 13,038,521 | 32,487,354 |
| | 土地（19施設）(事業用固定資産) | 愛知県名古屋市他 | 1,005,923,001 | 64,025,801 |
| | 建物（４施設）(一般管理用固定資産) | 神奈川県川崎市他 | 138,729,229 | 44,281,910 |
| | 土地（６施設）(一般管理用固定資産) | 千葉県松戸市他 | 1,718,888,600 | 11,028,400 |
| ④防災拠点等 | 建物（１施設）(事業用固定資産) | 群馬県利根郡みなかみ町 | 9,785,500 | 56,036,132 |
| | 土地（１施設）(事業用固定資産) | 群馬県利根郡みなかみ町 | 1,578,000 | 8,346,537 |

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。

減損額は、損益計算書に計上しておりません。

減損の認識に至った経緯等

①事業用地及び②導水施設は、事業の中止又は施設の用途廃止等により将来の使用見込みがなくなったことから減損を認識しております。

③宿舎及び④防災拠点等については、使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じており、その全部又は一部の使用が想定されていないことから、減損を認識しております。

回収可能サービス価額

回収可能サービス価額は、正味売却価額を使用しております。正味売却価額については、建物は不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額を用いて算定し、土地については不動産鑑定評価額又は地価公示価格などを用いて算定しております。

２）減損の兆候

減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

（単位：円）

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 帳簿価額（建物） | 帳簿価額（土地） |
|---|---|---|---|---|
| ①宿舎 | 建物及び土地（２施設）(事業用固定資産) | 高知県土佐郡土佐町他 | 2,801,760 | 29,408,135 |
| ②防災拠点等 | 建物及び土地（７施設）(事業用固定資産) | 群馬県みどり市他 | 76,548,134 | 35,549,179 |

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。

認められた兆候の概要

当該固定資産の稼働率が取得時の想定と比べて低下しているため減損の兆候を認めております。

減損の認識に至らなかった根拠

当該固定資産は経常的な保守管理を行い、使用目的に従った機能を現有しており、施設管理を行っていくための付随施設として使用していくため、減損を認識しておりません。

⑵　金融商品の時価等

１）金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金並びに国債、地方債及び地方公共団体金融機構債に限定し、財政融資資金及び水資源債券の発行により資金を調達しております。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債及び地方公共団体金融機構債を保有しており、全て満期保有目的債券であります。

割賦元金は、借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合に、当該借入金及びその支払利息が負担者の負担に帰すべきものとして確定した金額であり、未回収分を債権として計上しております。

借入金等の使途は一時的な資金不足への対応及び事業用固定資産の建設資金であり、主務大臣の認可を受け、資金調達を行っています。